

「茨城県性暴力の根絶を目指す条例の一部を改正する条例（案）」への御意見に対する考え方について（一覧）

- 1 実施期間
令和6年7月17日（火）から令和6年7月30日（月）まで
- 2 御意見の件数
御意見を寄せていただいた方 2団体（2件）
- 3 御意見（要旨）と考え方

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
1	-	<p>子どもに対する性暴力は性的虐待でもあるので、本市（当課）では、独自に作成した虐待対応の手引による広報、児童相談所との連携や保育所や学校等とも連携し迅速な保護等の対応を行っており、今後も予防を含めた教育及び啓発を行っていく。</p> <p>また、性暴力についての相談は、DVに関する相談も含め、女性相談支援員と連携し、安全な居住確保（シェルター等）の相談に応じ対応していく。</p> <p>条例改正により県民向けのキャンペーンとして追加される性暴力の根絶に向けた対策強化月間には、関係機関とも連携した広報活動を実施し、性暴力により心身に受けた影響からの回復支援では、関係機関と連携した相談支援を行っていく。</p> <p>なお、被害者の心身に対する支援策については十分になされていると思うが、二次被害防止策について、行政、民間企業、市民等の役割について明記した方がよいのではと思った。</p> <p>今回の条例改正により性犯罪の根絶に向けた取組が強化され、当課が果たすべき役割として、関係機関との連携の下、心身に受けた影響からの回復の相談支援等を行うとともに、性暴力の理解促進と社会的気運の醸成のための広報活動、啓発活動を行うことで性犯罪の根絶に更に取り組み、子どもへの性暴力をなくし、住民の安心安全な生活を提供していく。</p>	<p>○賛同の御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見のとおり、性暴力により直接的な被害を受けた者に対する二次被害防止対策は重要であると考えております。このため、基本理念（第3条第2項）において、性暴力の根絶に当たっては、「二次的被害の防止に最大限の配慮をする」旨を規定した上で、県の責務、役割等（第4条）において、県は、基本理念にのっとり、市町村、民間支援団体その他関係者及び地域住民との適切な役割分担を踏まえ、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に向けた施策を総合的に策定する旨を規定しております。</p> <p>このほか、県民の役割（第11条）、市町村の役割（第12条）、事業者の役割（第14条）においても、基本理念にのっとり、施策に協力する旨等を規定しております。</p> <p>御理解を賜りますようお願いいたします。</p>
2	第13条第2項	<p>令和2から4年にかけて、東京都、広島県等全国5か所で、DV加害者に対する更生プログラムが、試行的に実施され成果を挙げており、加害者に目を向けた施策は必要であると考えられる。今回の改正で、性犯罪者の再犯を防止するための対策が講じられていくことは、再犯率が高いと言われている性犯罪の根絶を目指すしていくために、非常に重要なことであると考えます。</p>	<p>○賛同の御意見ありがとうございます。</p>